

(別表)

薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成 17 年厚生労働省告示第 112 号）の別表番号	適合性チェックリスト
4 1	視覚誘発反応刺激装置 聴覚誘発反応刺激装置 聴覚誘発反応測定装置 筋電計 電気誘発反応刺激装置 顔面神経刺激装置 体性感覚誘発神経電気刺激装置 診断用神経筋電気刺激装置 筋電用増幅器 誘発反応測定装置 眼振計 網膜電位計 視覚誘発反応測定装置 眼電位計 神経モニタ 他覚式聴力検査装置 耳音響放射測定機能付聴覚誘発反応測定装置 位置決定用神経探知刺激装置 眼球運動刺激装置
3 0 5	粘着型義歯床安定用糊材
3 0 6	密着型義歯床安定用糊材
3 2 3	単回使用眼科用ナイフ
4 9 0	トノグラフ

5 7 9	眼底血圧計
6 9 1	眼内空気置換装置
7 4 5	電動式角膜バー
8 2 7	MR 組合せ型ポジトロンCT装置